

## 平成 30 年 7 月豪雨による被災者に対する 契約者貸付及び入院保険金の特別取扱いについて

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、簡易生命保険契約について、平成 30 年 7 月豪雨による被災者の方々を支援するため、以下のとおり特別取扱いを実施いたします。

### 1 普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免

簡易生命保険契約について、平成 30 年 7 月豪雨により災害救助法が適用された地域の被災者の方々に  
対して、以下のとおり、普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免措置を行います。

(年利率)

	〔現行〕	今回の減免措置
貸付期間中	当該貸付請求に係る簡易生命保険契約の効力発生日の保険料額の計算基礎となった予定利率に相当する利率 (1.00%~6.00%)	0.00%
貸付期間経過後	上記の予定利率に相当する利率に、 同利率の 2 乗を加えた利率	0.50%

※ 貸付期間とは、貸付けを受けた日の翌日からその日を含めて 1 年の期間とし、その期間が満了する日が非営業日である場合は、翌営業日までの期間をいいます。また、貸付期間経過後、さらに 1 年を経過しても貸付金の弁済がない場合には、貸付金の弁済に代えて保険金額等が減額されます。

平成 30 年 7 月 5 日 (木) 以後にご請求のあった貸付けから遡及して適用し、平成 30 年 9 月 30 日 (日) までにご請求された貸付けに適用します。

### 2 入院保険金の特別取扱い

今回の豪雨により、ケガをされたにもかかわらず被災地等の事情により直ちに入院できなかった方や病院又は診療所が満床である等の理由により入院治療を受けられなかった方に対して、以下のとおり本来入院による治療が必要であった期間についても入院したものとして入院保険金をお支払いする特別取扱いをいたします。

#### (1) 今回の豪雨によりケガで入院された場合

被災地等の事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、窓口等にお申出をいただくことにより、ケガをされた日から入院を開始したものとして入院保険金をお支払いいたします。

(2) 今回の豪雨により必要な入院治療を受けられなかった場合（ケガ、病気を含みます）

ア 引き続き入院治療が必要であったものの、病院又は診療所が満床である等の理由により、本来入院による治療が必要な被保険者が、当初の予定より早い退院を余儀なくされ、医師の指示により自宅・避難所等で療養された場合には、本来必要であった入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、その期間についても入院されたものとして入院保険金をお支払いいたします。

イ 入院治療が必要であったにもかかわらず、病院又は診療所が満床である等の理由により、本来入院による治療が必要な被保険者が、入院できずに避難所等で療養された場合には、本来必要であった入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、その期間についても入院されたものとして入院保険金をお支払いいたします。

**3 お客さまのお問い合わせ先**

かんぽコールセンター 0120-552-950

受付時間 平日 9:00~21:00

土、日、休日 9:00~17:00（1月1日から3日を除きます。）